

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2018-007事件

競技者氏名： X

競技種目： ハンドボール競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

令和元年 11 月 19 日
日本アンチ・ドーピング規律パネル
副委員長 宍戸 一樹

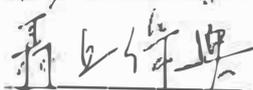


聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、令和元年 11 月 1 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

令和元年 11 月 19 日

宍戸 一樹 

森丘 保典 

目崎 登 

記

[決定]

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 45 回全国高等専門学校ハンドボール選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.2 項、同 10.5.1.1 項及び同 10.11 項に従い、令和元年 11 月 19 日（本決定の日）より 3 ヶ月間の資格停止とする。但し、本規程 10.11.3.1 項に従い、競技者が暫定的資格停止に

服した期間のうち、上記の資格停止期間（3ヶ月間）に満つるまでの日数を資格停止期間から控除する。

〔理由〕

- 平成30年8月21日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質ツロブテロール (tulobuterol) は、2018年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S3 ベータ2作用薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第45回全国高等専門学校ハンドボール選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- また、上記検出物質は「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）、競技者本人の証言、公益財団法人日本ハンドボール協会から提出された「聴聞会資料」と題する書面、競技者によるTUE申請書（申請番号18165）及び日本アンチ・ドーピング機構TUE委員会の令和元年4月5日付判定書、並びに競技者が所属する国立高等専門学校のハンドボール部顧問Aの証言、JADAから提出された各文書（Doping Control Form等）並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
 - (1) 今回検出されたツロブテロールは、競技者が本件競技会に先立ち自らに貼付した「ツロブテロールテープ」に含有されるものであったことが合理的に推認される。
 - (2) 競技者は、上記「ツロブテロールテープ」について、自己の気管支喘息の症状を予防ないし緩和させる目的で服用したものである旨主張しているが、かかる競技者の主張は、上記TUE申請書に添付された医療情報提供書及び過去の競技者に対する他の気管支喘息治療薬の処方履歴等の書証によっても裏付けられ、これに反する証拠は特段見当たらない。そこで、本件においては、競技者による当該物質の服用は、上記のとおり、競技力向上のためではなく、あくまでも気管支喘息の治療を目的とするものであったと認められる。
 - (3) この点、競技者の主張によれば、上記のツロブテロールテープは、気管支喘息を有する競技者が、激しい運動を行った後等において誘発される喘息発作を予防し、又は発作時に喘息症状を緩和させることを目的として貼付するために、かねてより医師の処方に基づき購入していたものであるが、その処方を受けるに際して、自らがドーピング検査の対象となり得ることを医師に対して明示的に告げたことはなく、また、その使用に際して、ハンドボール部の顧問その他の競技関係者への相談や、禁止物質含有の有無についての何かしらの調査を行ったという明確な証拠もない。そもそも、禁止物質が体内に入らないようにする責任は、最終的には競技者自身にある

ところ、本件競技会の大会実施要項「19 ドーピング検査」において、同大会が日本ハンドボール協会主催大会のアンチ・ドーピング規程に基づく対象大会である旨が明記され、かつ、同要項に基づき、当時 20 歳未満であった本件の競技者及びその親権者（競技者の母親）は、競技者に本規程（日本アンチ・ドーピング規程）が適用されること等について同意書に署名していたのであり、本件の競技者に対しても一定程度の注意喚起はなされていたものと評価し得る。このような状況の下で、本件の競技者は、ドーピング検査の実施対象となる競技大会に出場する立場であるという十分な自覚を持たず、かねてから遠征・外泊時に習慣的に使用していたツロブテロールテープを、それが禁じ物質を含むものであると認識しないまま自己の判断のみに基づき安易に使用してしまった点において過誤又は過失が全くなかったとまではいえない。これは、アンチ・ドーピングに関する十分な知識を持ち合わせない競技者が喘息治療薬（ホクナリンテープ）を貼付した結果としてアンチ・ドーピング規則（平成 27 年 1 月 1 日の本規程発効前は、ドーピング防止規則）違反に問われ、最終的に過誤又は過失の存在が認められてきた過去のわが国の事例（日本ドーピング防止規律パネル/2014-007 号事件、2014-008 号事件及び 2014-009 号事件等）とも整合するものである。

- (4) しかしながら、本件の競技者は本件競技会当時 19 歳であり、本規程における「18 歳未満の者」には該当しないものの、わが国においてはなお「未成年者」として扱われ、一般的に社会生活を営む上での知識・経験において成年には及ばないものとして、これとは異なった規律に服することが相当であると考えられているところ、これに加えて、本件の競技者には、今般、初めてドーピング検査を受けるまでアンチ・ドーピングに関する教育・注意喚起を受ける環境に置かれていたとは必ずしもいい難いという事情があったことが認められる。すなわち、本件の競技者については、本件の競技者が所属していたハンドボール部や出場大会の運営組織・国内競技連盟からアンチ・ドーピングに関する組織的な啓発・教育・研修を受けたことを窺わせる事情は存在せず、また、本件の競技者の親権者においても、競技者の競技活動に積極的に関与していた事実は認められないほか、アンチ・ドーピング規則違反を回避するための情報収集やリスク管理について親権者の責めに帰すべき事由も特段見当たらず、これらの点も勘案すると、上記(3)記載のとおり、競技者には過誤又は過失がないと認めることはできないものの、重大な過誤又は過失はなかったと認めることはできる。
- (5) さらに、日本ハンドボール協会の担当者も認めるように、本件競技会は、高等専門学校に所属する生徒らが参加する競技会の中で初めてドーピング検査が実施される大会であったところ、前述したとおり、アンチ・ドーピングに関する啓発・教育・研修活動については、本件の競技者に対しては勿論のこと、全国の高等専門学校に在職又は在籍する教師・生徒や、高等専門学校における部活動の指導者を対象としても組織的に行われた形跡は窺われず、ドーピング検査の対象者による「うっかりドーピング」を防止するための十分な注意喚起や体制整備がなされない状態で本件競技会のドーピング検査が開始された可能性が否定できない。
- (6) 本件の競技者は、本件競技会においては控えのキーパーとして競技に参加したものであるが、その競技レベルや従前の活動状況に照らしてみた場合、本件においてアンチ・ドー

ピング規則違反を回避するために競技者が払うべきであった注意の程度については、他の国内レベルの成年競技者と比較して、自ずと差があって然るべきであると思われる。加えて、本件において競技者の体内から検出された禁止物質（ツロブテロール）は、経口薬ではなく「貼り薬」に由来するものであり、過去に国内において制裁事例が存在するとはいえ、そもそもドーピングの危険性について広く注意喚起がなされているとは言い難いものであったとも言い得るほか、前述した高等専門学校におけるアンチ・ドーピング活動の実情を踏まえてみた場合には、本件の競技レベルの競技者に対して他の一般的な競技者と同程度の注意義務を課すことには大いに躊躇を覚えるところである。

- 以上の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程 10.5.1.1 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者を3ヶ月間の資格停止とするのが相当である。
- 本規程 10.11 項によれば、資格停止期間は、原則として、聴聞パネルが資格停止を定める終局的な決定を下した日（本件においては令和元年11月19日）を起算日として開始するものとされているところ、本件では、競技者に対し、JADA 担当者による令和元年5月20日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年11月1日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間から、競技者が上記の暫定的資格停止に服した期間のうち上記の資格停止期間（3ヶ月間）に満つるまでの日数を控除する。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上